

質問回答書

平塚市教育委員会
学校教育部学校給食課
令和2年1月28日

委託名：（仮称）平塚市学校給食基本構想・基本計画策定支援等業務委託

No.	項目名	質問内容	回答
1	実施要領7(1)	予定担当者が携わったことが分かる契約書写しが求められていますが、通常、契約書には配置予定技術者を明記しません。したがって、テクリスの登録状況でこれを証明するものと考えますが、この場合も、実績業務の全てが登録されているものではありません。このため、テクリスのみならず、該当業務の業務計画書（実施体制）、提案書（実施体）等で証明することも可と理解しますがよろしいでしょうか。	その通りです。 なお、契約書等の写しのほかに業務に携わったことを証明する書類が添付できない場合は、貴社の代表者が、予定担当者等が業務に携わったことを証明する旨の書面を提出することも可とします。
2	前提条件	自校調理を継続する予定の小学校7校の給食調理室の整備年度をご教示ください。	別紙の「自校式給食調理室一覧」を確認してください。
3	その他	今回本業務を元請けで受託する企業、及び再委託先企業は、本事業にPFI方式が導入されることとなった場合、民間事業者側グループに参画することが可能でしょうか。	現時点の見解としては、本業務受託者及び再委託先事業者の参加を制限することは考えておりません。ただし、事業方式をPFIとした場合に発注することになるPFI事業者選定等のアドバイザー業務を受託した事業者は、民間事業者側グループに参画することはできないものと考えています。